

東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による
幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金交付要綱

平成 28 年 1 月 19 日
27 生私振第 1162 号
生活文化局長決定

第 1 目的

この要綱は、「一時預かり事業の実施について」（平成 27 年 7 月 17 日付 27 文科初第 238 号及び雇児発 0717 第 11 号。文部科学省初等中等教育局長及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「一時預かり事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、区市町村が実施又は助成する幼稚園型一時預かり事業について、東京都が予算の範囲内において交付する東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 通則

補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号。以下「規則」という。）及び東京都補助金等交付規則の施行について（昭和 37 年 12 月 11 日付 37 財主調発第 20 号）に定めるところによる。

第 3 補助対象者

補助の対象となる者は、東京都内の区市町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

第 4 補助対象事業

この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、区市町村が子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づき策定する区市町村子ども・子育て支援事業計画及び実施要綱に基づいて実施する次の事業とする。

1 幼稚園型 I-A（3 幼稚園型 II を除く。）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった対象児童について、主として昼間において、対象施設において一時的に預かり、必要な保護を行う事業

（1）対象施設

対象施設は次に掲げる施設（ただし、私立幼稚園預かり保育推進補助に申請している施設を除く。以下「幼稚園等」という。）とする。

ア 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 条）第 3 条に規定する学校法人又は学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）附則第 6 条の規定により学校法人以外の者が設置する同法第 1 条の幼稚園

イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に基づく幼保連携型認定こども園

ウ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成 18 年東京都条例第 174 号）第 3 条 1 号に規定される幼稚園型認定こども園

エ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成 18 年東京都条例第 174 号）第 3 条 2 号に規定される保育所型認定こども園

オ 東京都認定こども園の認定要件に関する条例（平成 18 年東京都条例第 174 号）第 3 条 3 号に規定される地方裁量型認定こども園

（2）対象児童

主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に保護を受ける者

2 幼稚園型Ⅰ-B（3幼稚園型Ⅱを除く。）

長時間の預かり保育を継続的に必要とする対象児童について、対象施設において長時間の預かり保育を実施する事業

（1）対象施設

対象施設は、私立幼稚園（ただし、私立幼稚園預かり保育推進補助に申請している施設を除く。子ども・子育て支援新制度への移行の有無は問わないものとする。）とし、次のア、イ及びウに掲げる要件をいずれも満たすものとする。

ア 原則として、教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上）かつ平日5日間及び年間200日以上 of 預かり保育を実施すること。

イ 長時間の預かり保育を継続的に利用する者の利用定員を定めること。

ウ 対象児童について、月又は年単位の利用申請を受けること。

（2）対象児童

対象施設に在籍する東京都内在住の満3歳以上の幼児で、長時間の預かり保育（教育時間前後に4時間以上（ただし、教育時間との合計が9時間以上））を継続的に必要とすると認められる者（区市町村子ども・子育て支援事業計画及び実施要綱に基づいて、保育の必要性の認定を受けた児童と同等の者）。

3 幼稚園型Ⅱ

当分の間の措置として、保育を必要とする0～2歳児の受け皿として定期的な預かり保育を実施する事業

（1）対象者

「新子育て安心プラン」の実施方針について」（令和3年1月21日子保発0121第1号）別添の1に定める区市町村

（2）対象施設

私立幼稚園（ただし、子ども・子育て支援新制度への移行の有無は問わないものとする。）

（3）対象児童

満3歳未満の小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）であって、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第1条の5で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものとして市町村に認定を受けた0～2歳児（注）。

なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

また、受け入れた当該0・1歳児が誕生日を迎えた場合でも、誕生日を迎えた年度末までは継続して誕生日を迎える前の年齢児として受け入れることとする。

（注）受入時点だけではなく、受入期間中においても同施行規則第1条の5で定める事由に該当し続けていることを要件とする。

第5 補助対象経費

補助対象経費は、第4 1、2及び3に規定する補助事業に要する経費とする。

第6 実施方法

補助事業は、次の方法により実施する。

（1）設備基準及び教育・保育の内容

ア 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児童福祉法施行規

則」という。)第36条の35第1項第2号イ、二及びホに定める設備及び教育・保育の内容に関する基準を遵守すること。ただし、第4-3に規定する事業において乳児を利用させる場合は、規則第36条の35第1項第2号イの規定中「幼児」とあるのは「乳児及び幼児」と読み替えてその基準を遵守すること。

イ 第4-3に規定する事業については、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」(平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知)を踏まえ、0～2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うよう留意すること。

(2) 職員の配置

ア 児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号ロ(附則第56条第1項において読替え)及びハに基づき、幼児の年齢及び人数に応じて当該幼児の処遇を行う者(以下「教育・保育従事者」という。)を配置し、そのうち保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者を1/2以上とすること(ただし、当分の間の措置として1/3以上とすることも可)。

当該教育・保育従事者の数は2人を下ることはできないこと。ただし、幼稚園等と一体的に事業を実施し、当該幼稚園等の職員(保育士又は幼稚園教諭免許状所有者に限る。)による支援を受けられる場合には、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、教育・保育従事者を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者1人とすることができること。

また、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者以外の教育・保育従事者の配置は、(ア)に掲げる者又は(イ)から(オ)までに掲げる者で区市町村が適切と認める者とする。

なお、(イ)から(オ)までに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的 to 実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

(ア) 区市町村長等が行う研修を修了した者

(イ) 小学校教諭普通免許状所有者

(ウ) 養護教諭普通免許状所有者

(エ) 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

(オ) 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。)

イ 第4-3に規定する事業については、当該幼児の処遇を行う者の中には、必ず保育士を配置すること。ただし、乳児を利用させる場合は、規則第36条の35第1項第2号ロの規定中「幼児」とあるのは「乳児及び幼児」と読み替えてその基準を遵守すること。また、教育・保育従事者の2分の1以上を保育士とすること。

(3) 研修

(2) (ア)の「区市町村長等が行う研修を修了した者」は、以下の者とする。

ア 「子育て支援員研修事業の実施について」(平成27年5月21日雇労発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5(3)アに定める基本研修及び同イ(イ)に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者

イ 子育ての知識と経験及び熱意を有し、「家庭的保育事業の実施について」（平成21年10月30日雇児発1030第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「家庭的保育事業ガイドライン」の別添1の1に定める基礎研修と同等の研修を修了した者。ただし、令和5年3月31日までの間に修了した者とする。
なお、非定期利用が中心である一時預かり事業の特性に留意し、研修内容を設定すること。

（4）特別な支援を要する児童

障害児を受け入れる幼稚園等において、当該幼稚園等が実施する一時預かり事業を当該障害児が利用する際に、職員配置基準に基づく職員配置とは別に1人以上教育・保育従事者を配置する場合、別に定める単価を適用する。

なお、障害児とは、在籍する幼稚園等における教育時間内において、健康面・発達面において特別な支援を要するとして、現に都道府県又は区市町村による補助事業等の対象となっている児童その他区市町村が認める障害児とする。障害児であることの確認にあたっては、現に都道府県又は区市町村による補助事業等の対象となっていることを証する書類により確認できる場合には、新たな確認を行う必要はない。また新たに障害児であることの確認を行う場合であっても、身体障害者手帳等の交付の有無は問わず、医師による診断書の他、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見提出など障害の事実が把握可能な資料をもって確認しても差し支えない。

（5）第4 3に規定する事業における保育時間・開所時間・開所日数・実施条件は、次のとおりとする。

ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第34条の規定に準じ、保育時間は1日につき8時間を原則とすること。

開所時間・開所日数については、第4 3（3）の対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて定めなければならないこと。

なお、第4 3（3）の対象児童が幼稚園に入園した後においても、引き続き受入れが可能となるよう、保護者の就労の状況等を踏まえて、適切に預かり保育を行うこと。

イ 区市町村は、管内の幼稚園と相談のうえ、あらかじめ、各幼稚園における受入枠を設定すること。

ウ 区市町村は、3号認定を行う際に、保護者の本事業の利用希望を把握したうえで、保護者に対する情報提供等を丁寧に行うとともに、各幼稚園に対して適切な受入れの要請を行うこと。

エ 要請を受けた各幼稚園は、保護者からの利用の申込みについて、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、これを拒んではならないこと。

また、受入枠を超える申込みがあった場合には、保育の必要度の高い者から優先して受入れを行うこと（この場合において、保育の必要度が同順位の者がいるときは、それらの者のうちから、各施設において公正な方法により受入対象者を決定することとして差し支えないが、この方法によっても、保育の必要度に応じた順位は常に優先する。）。

オ 幼稚園は、受入対象者が決定した段階で、区市町村に報告すること（受入枠を超える申込みがあった場合には、受入対象者の決定方法を含めて報告すること。）。

（6）委託等

区市町村は、補助事業を区市町村長が認めた者へ委託等を行うことができる。

(7) 留意事項

ア 第4 3に規定する事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないように留意すること。なお、本事業は待機児童対策として保育の受け皿確保が緊急に求められている状況を踏まえた当面の間の措置であるところ、今後、0・1歳児の受入れが継続的になる場合には、将来的に認可施設として機能を充実させることも含めて検討されることが期待される。

イ 出産や介護等により一時的に里帰りする場合において、里帰り先の区市町村が適当であると判断した場合は、住所地区市町村の幼稚園等に在籍している児童を里帰り先の区市町村において、一時預かり事業の対象としても差し支えないこと。

ウ 本事業の実施に必要な経費の一部を保護者負担とすることができる。

なお、第4 3に規定する事業の場合に、保護者負担が過大とならないよう配慮すること。

エ 児童福祉法第34条の14の規定に基づく確認に当たっては、上記に掲げる内容及び下記の点について留意するとともに、確認は、原則年1回以上行うなど、定期的に行うことが望ましいこと。

(ア) 非常災害に対する措置

- ・消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- ・非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する定期的な訓練を実施すること。

(イ) 給食

- ・調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。
- ・児童の年齢や発達、健康状態(アレルギー疾患等を含む。)等に配慮した食事内容とすること。
- ・調理は、あらかじめ作成した献立に従って行うこと。

(ウ) 健康管理

- ・登園、降園の際、児童一人一人の健康状態を観察すること。
- ・身長や体重の測定など基本的な発育チェックを毎月定期的に行うこと。
- ・継続して保育している児童の健康診断を利用開始時及び1年に2回実施すること。
- ・職員の健康診断を採用時及び1年に1回実施すること。
- ・調理に携わる職員には、概ね月1回検便を実施すること。
- ・医薬品等の整備必要な医薬品その他の医療品を備えること。
- ・感染症にかかっていることが分かった児童については、かかりつけ医の指示に従うよう保護者に指示すること。
- ・乳幼児突然死症候群に対する注意
睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察すること。
乳児を寝かせる場合には、仰向けに寝かせること。
保育室では禁煙を厳守すること。

(エ) 安全確保

- ・児童の安全確保に配慮した保育の実施を行うこと。
- ・事故防止の観点から、施設内の危険な場所、設備等に対して適切な安全管理を図ること。
- ・不審者の立入防止などの対策や緊急時における児童の安全を確保する体制を整

備すること。

- ・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- ・賠償責任保険に加入するなど、保育中の万が一の事故に備えること。死亡事故等の重大事故が発生した施設については、当該事故と同様の事故の再発防止策及び事故後の検証結果を踏まえた措置を取ること。

(オ) 利用者への情報提供

- ・提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。
- ・利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面等を交付しなければならないこと。
- ・利用予定者から申込みがあった場合には、当該施設で提供されるサービスを利用するための契約の内容等について説明を行うこと。

第7 実施期間

補助事業は、交付年度の4月1日から翌年3月31日までに完了しなければならない。

第8 補助金の額の算定

この補助金の交付額は、次により算出された額の合計額を補助する。

- (1) 別表1について、次のアからエまでの区分ごとに、同表の第2欄の定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ア 第1、第3及び第4 運営費（小規模保育施設等連携加算、東京都就労支援型施設加算及び東京都2歳児加算を含む。）

イ 第1及び第3 開設準備経費

ウ 第2 運営費

エ 第2 開設準備経費

- (2) 別表1について、次のア、イの区分ごとに、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と(1)により選定した額とを比較して少ない方の額を選定する。

ア 第1、第3及び第4

イ 第2

- (3) (2)により選定した額に、別表1の第4欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。ただし、(2)ア（うち第3は除く。）、イの区分ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第9 第4 2の対象施設に係る事業計画の提出

第4 2の補助事業を実施しようとする区市町村長は、当該補助事業の対象施設に係る事業計画書（別記第1号様式）及びその他必要とする書類を別に定める日までに東京都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

第10 第4 2の補助事業の対象施設の決定及び通知

知事は、第9の規定による事業計画書の提出があり、その内容を適当と認めるときは、第4 2の補助事業の対象施設として決定し、区市町村長に通知する。

第11 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする区市町村長は、交付申請書（別記第2号様式）及びその他必要とする書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

第12 交付決定及び通知

- (1) 知事は、第11の規定による交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第16の条件を付して補助金の交付を決定し、区市町村長に通知する。

- (2) 知事は、(1)の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して交付の決定をすることができる。

第13 変更交付の申請

区市町村長は、この補助金の交付の決定後、事業の変更等により申請の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書（別記第4号様式）及びその他必要とする書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

第14 変更交付決定及び通知

- (1) 知事は、第13の規定による変更交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、第16の条件を付して補助金の変更交付を決定し、区市町村長に通知する。
- (2) 知事は、(1)の場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の変更交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付して変更交付の決定をすることができる。

第15 交付方法

この補助金の交付は、原則として概算払の方法により行う。

第16 補助条件

この補助金の交付に当たっては、別記補助条件を付して行うものとする。

第17 申請の撤回

区市町村長は、第12の交付決定及び第14の変更交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、申請の撤回をすることができる。

第18 提出書類

この要綱に定める提出書類は、正本1部とする。

附 則

この要綱は、平成28年1月19日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年10月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年10月24日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月30日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月12日から施行し、令和2年3月2日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月13日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月28日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

1 事情変更による決定の取消し等

補助金の交付の決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、知事は、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。

2 承認事項

次の各号のいずれかに該当するときは、区市町村長は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、（１）及び（２）に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- （１）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- （２）補助事業の内容を変更しようとするとき。
- （３）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

3 事故報告等

補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、区市町村長は速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

4 状況報告

知事は、補助事業の円滑適正な遂行を図るため、その遂行の状況に関し区市町村長に対し報告を求めることがある。

5 補助事業の遂行命令

知事は、３及び４による報告、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２２１条第２項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区市町村長に対しこれらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずる。

この命令に違反したときは、知事は、区市町村長に対し補助事業の一時停止を命ずることができる。

6 実績報告

区市町村長は、補助事業が完了したとき、補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は２（３）の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、別に定める期日までに実績報告書（別記第３号様式）にその他必要とする書類を添付し、補助事業の実績を知事に報告しなければならない。

7 補助金の額の確定

知事は、６の実績報告の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、区市町村長に通知する。

8 是正のための措置

- (1) 知事は、7の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、区市町村長に対し、補助事業につき、これに適合させるための措置を採るべきことを命ずる。
- (2) 6による実績報告は、(1)の命令により必要な措置をした場合においてもこれを行わなければならない。

9 決定の取消し

- (1) 次のアからウまでのいずれかに該当したときは、知事は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す。
 - ア 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - イ 補助金を他の目的に使用したとき。
 - ウ その他補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (2) (1)は、7により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

10 補助金の返還

- (1) 知事は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、区市町村長に対しその返還を命ずるものとする。
- (2) 7により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときもまた同様とする。

11 違約加算金

区市町村長は、9により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間においては、既納付額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

12 延滞金

区市町村長は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

13 他の補助金等の一時停止等

区市町村長が補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、知事は、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺するものとする。

1 4 財産処分の制限

- (1) 区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及び従物並びに価格が単価50万円以上の機械及び器具については、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成27年12月4日内閣府告示第424号)に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (2) 区市町村長は、賃借している建物について、補助金を交付した場合において、補助対象者が補助事業により取得したもの又は効用の増加した部分につき、造作買取請求権その他の権利が生じたときは、その処理につき知事の承認を受けなければならない。

1 5 財産処分に伴う収入の納付

知事の承認を受けて14に規定する財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を東京都に納付させることがある。

1 6 財産の管理義務

区市町村長は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

1 7 消費税及び地方消費税仕入控除税額の報告

区市町村長は、事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、別記第5号様式により報告すること。

なお、交付対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事は報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

1 8 書類の整備保管

区市町村長は、補助金と補助事業とに係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

1 9 補助条件

- (1) 区市町村は、実施要綱に則って補助事業を実施すること。
- (2) 区市町村長が、区市町村以外の者が行う補助事業に対して、この補助金を財源の一部とする相当の反対給付を受けない給付金を交付する場合には、間接補助事業者に対して、要綱第14に定める条件と同等の条件を付さなければならない。

別表 1

東京都幼稚園型一時預かり事業（子ども・子育て支援交付金による
幼稚園型一時預かり事業）運営費等補助金

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
第1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第4 1に規定する事業	幼稚園型Ⅰ－A (1) 運営費（児童1人当たり日額） ア 在籍園児分（ウを除く。） (ア) 基本分（平日の教育時間前後や長期休業日の利用） Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日（1,600,000円÷年間延べ利用児童数） － 400円（10円未満切り捨て） ② 長期休業日（8時間未満） 400円 ③ 長期休業日（8時間以上） 800円 (イ) 休日分（土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用） 800円 (ウ) 長時間加算 Ⅰ (ア) Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間（又は教育時間との合計が8時間）、(ア) Ⅰ③、同Ⅱ③及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 Ⅱ (ア) Ⅰ②及び同Ⅱ②については4時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が2時間未満 100円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 保育体制充実加算 Ⅰ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び4の要件を満たす施設 1か所当たり年額2,892,400円 Ⅱ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び5の要件を満たす施設 1か所当たり年額1,446,200円	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第 1 私立幼稚園・私立幼稚園型認定こども園・私立幼保連携型認定こども園における要綱第 4 1 に規定する事業	(オ) 就労支援型施設加算（事務経費） 1 か所当たり年額 1,383,200 円 別表 3 の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表 3 3 の追加で配置する職員の配置月数（1 月に満たない端数を生じたときは、これを 1 月とする。）が 6 月に満たない場合には、1 か所当たり年額を 691,600 円とする。 イ 在籍園児以外の児童分（ウを除く。） (ア) 基本分 800 円 (イ) 長時間加算（8 時間を超えた利用） ・ 超えた利用時間が 2 時間未満 150 円 ・ 超えた利用時間が 2 時間以上 3 時間未満 300 円 ・ 超えた利用時間が 3 時間以上 450 円 ウ 特別な支援を要する児童分 児童 1 人当たり日額 4,000 円 ※ 以下のいずれかの要件を満たすと区市町村が認める児童に適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区市町村が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰ－A 及びⅠ－B に係る公費支援の総額（1 施設当たり年額）は、10,223,000 円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受入促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ③、同Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）及びウ）に係る基準額を適用したことにより、10,223,000 円を超えた場合は、この限りでない。）。 (2) 開設準備経費（1 か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国 1／3、都 1／3、区市町村 1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	幼稚園型Ⅰ－A (1) 運営費(児童1人当たり日額) ア 在籍園児分(ウを除く。) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) － 400円(10円未満切り捨て) ② 長期休業日(8時間未満) 400円 ③ 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 Ⅰ (ア) Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間(又は教育 時間との合計が8時間)、(ア) Ⅰ③、同Ⅱ③及び (イ) については8時間を超えた利用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 150円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 450円 Ⅱ (ア) Ⅰ②及び同Ⅱ②については4時間を超えた利 用の場合 ・ 超えた利用時間が2時間未満 100円 ・ 超えた利用時間が2時間以上3時間未満 200円 ・ 超えた利用時間が3時間以上 300円 (エ) 保育体制充実加算 Ⅰ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び4 の要件を満たす施設 1か所当たり年額2,892,400円 Ⅱ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び5 の要件を満たす施設 1か所当たり年額1,446,200円 (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円 別表3の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表3 3の追加で配置する職員の配置月数 (1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とす る。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を 691,600円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第2 保育所型 認定こども 園・地方裁 量型認定こ ども園・公 立幼保連携 型認定こど も園におけ る要綱第4 1に規定す る事業	イ 在籍園児以外の児童分（ウを除く。） （ア）基本分 800 円 （イ）長時間加算（8時間を超えた利用） ・超えた利用時間が2時間未満 150 円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300 円 ・超えた利用時間が3時間以上 450 円 ウ 特別な支援を要する児童分 児童1人当たり日額 4,000 円 ※ 以下のいずれかの要件を満たすと区市町村が認める児童に適用する。 （ア）教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 （イ）特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区市町村が認める児童 ※ 幼稚園型Ⅰ－A及びⅠ－Bに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000 円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受入促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ③、同Ⅱ③、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）、イ（イ）及びウ）に係る基準額を適用したことにより、10,223,000 円を超えた場合は、この限りでない。）。 （2）開設準備経費（1か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における 要綱第4 2に規定する事業	幼稚園型Ⅰ-B (1) 運営費(児童1人当たり日額) ア 国基準額(イを除く。) (ア) 基本分(平日の教育時間前後や長期休業日の利用) Ⅰ 年間延べ利用児童数2,000人超の施設 ① 平日 400円 ② 長期休業日(8時間以上) 800円 Ⅱ 年間延べ利用児童数2,000人以下の施設 ① 平日(1,600,000円÷年間延べ利用児童数) — 400円(10円未満切り捨て) ② 長期休業日(8時間以上) 800円 (イ) 休日分(土曜日、日曜日及び国民の休日等の利用) 800円 (ウ) 長時間加算 (ア) Ⅰ①及び同Ⅱ①については4時間(又は教育時間との合計が8時間)、(ア)Ⅰ②、同Ⅱ②及び(イ)については8時間を超えた利用の場合 ・超えた利用時間が2時間未満 150円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 300円 ・超えた利用時間が3時間以上 450円 (エ) 保育体制充実加算 Ⅰ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び4の要件を満たす施設 1か所当たり年額2,892,400円 Ⅱ 別表2の1又は2の要件を満たした上で、3及び5の要件を満たす施設 1か所当たり年額1,446,200円 (オ) 就労支援型施設加算(事務経費) 1か所当たり年額 1,383,200円 別表3の要件を満たす施設に適用する。 ただし別表3 3の追加で配置する職員の配置月数(1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。)が6月に満たない場合には、1か所当たり年額を691,600円とする。 ※対象施設が要綱第4 1に規定する事業を併用して実施する場合は、同事業と合わせて1,383,200円又は691,600円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	(ただし、 (1) 国1/3、都1/3、区市町村1/3 (2) ウ、 (3) 及び (4) は、都10/10)

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における 要綱第4 2に規定する事業	イ 特別な支援を要する児童分 児童1人当たり日額 4,000 円 ※ 以下のいずれかの要件を満たすと区市町村が認める児童に適用する。 (ア) 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童 (イ) 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると区市町村が認める児童 ウ 都単独加算 (ア) 都単独加算Ⅰ 要綱第4 2に規定する実施体制を備えた対象施設における対象児童の利用 500 円 (イ) 都単独加算Ⅱ 要綱第4 2に規定する実施体制を備え、平日5日間、年間240日以上、11時間以上の預かり保育をしている対象施設における対象児童の利用 500 円 ※ウ（イ）は、ウ（ア）に加えて算定する。 ※ 幼稚園型Ⅰ－A及びⅠ－Bに係る公費支援の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000 円を上限額とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受入促進に資する措置（ア（ア）Ⅰ②、同Ⅱ②、ア（ウ）、ア（エ）、ア（オ）及びイ）又はウ（ア）及び同（イ）に係る基準額を適用したことにより、10,223,000 円を超えた場合は、この限りでない。）。 (2) 小規模保育施設等連携加算（1か所当たり年額） 4,000,000 円 対象施設が児童福祉法第6条の3第2項第9号に基づく家庭的保育事業、同項第10号に基づく小規模保育事業又は同項第12号に基づく事業所内保育事業を行う施設（以下「小規模保育施設等」という。）と連携していて、別表4に規定する要件を全て満たす場合、私立幼稚園所在区市町村に対し適用する。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	(ただし、 (1) 国 1/3、都 1/3、区市町村 1/3 (2) ウ、(2)、(3) 及び (4) は、都 10/10

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第3 私立幼稚園における 要綱第4 2に規定する事業	(3) 東京都就労支援型施設加算（事務経費） 1 か所当たり年額 1,383,200 円 別表5の要件を満たす施設に適用する。 ただし、追加で配置する職員の配置月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が6月に満たない場合には、1 か所当たり年額を 691,600 円とする。 (4) 東京都2歳児受入加算（1 か所当たり年額） 2,340,000 円 別表6に規定する要件を全て満たす場合、私立幼稚園所在区市町村に対し適用する。 (5) 開設準備経費（1 か所当たり年額） 改修費等 4,000,000 円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。 ※ 対象施設が要綱第4 1に規定する事業を併用して実施する場合は、同事業と合わせて 4,000,000 円とする。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3（ただし、（1）ウイ、（2）、（3）及び（4）は、都／10）

1 区分	2 基準額	3 補助 対象 経費	4 補助 率
第4 私立幼稚園における 要綱第4 3に規定する事業	幼稚園型Ⅱ (1) 運営費(児童1人当たり日額) ア 2歳児 Ⅰ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人以上の施設 (ア) 基本分 2,650円 (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 330円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 660円 ・超えた利用時間が3時間以上 990円 Ⅱ 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)を利用する年間延べ 利用児童数が1,500人未満の施設 (ア) 基本分 2,250円 (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 280円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円 ・超えた利用時間が3時間以上 840円 イ 1歳児 (ア) 基本分 2,250円 (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 280円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 560円 ・超えた利用時間が3時間以上 840円 ウ 0歳児 (ア) 基本分 4,500円 (イ) 長時間加算(8時間を超えた利用) ・超えた利用時間が2時間未満 560円 ・超えた利用時間が2時間以上3時間未満 1,120円 ・超えた利用時間が3時間以上 1,680円 (2) 開設準備経費(1か所当たり年額) 改修費等 4,000,000円 ※ 補助金交付年度中に支払われたものに限る。	幼稚園型一時預かり事業の実施に必要な費用	国1／3、都1／3、区市町村1／3

別表2 要綱第4 1及び要綱第4 2に規定する事業に係る保育体制充実加算の要件

1	平日及び長期休業中の双方において、原則 11 時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。
2	平日及び長期休業中の双方において、原則 9 時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施するとともに、休日において 40 日以上 の預かりを実施していること。
3	年間延べ利用児童数が 2000 人超の施設であること。
4	児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省第 11 号）第 36 条の 35 第 2 号ロ（附則第 56 条第 1 項において読替え）及びハに基づき配置する者（以下「教育・保育従事者」）を全て保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする こと。 また、当該教育・保育従事者の数は 2 名を下ることがないこと。
5	教育・保育従事者の概ね 2 分の 1 以上を保育士又は幼稚園教諭普通免許状保有者とする こと。 また、当該教育・保育従事者の数は 2 名を下ることがないこと。

別表3 要綱第4 1及び第4 2に規定する事業に係る就労支援型施設加算の要件

1	平日及び長期休業中の双方において、8 時間以上（平日については教育時間を含む。）の預かりを実施していること。
2	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令 39 号）第 42 条に規定されている連携施設となっていること。
3	本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。

別表4 要綱第4 2に規定する事業に係る小規模保育施設等連携加算の要件

1	対象施設が都内の小規模保育施設等との間で、連携に係る協定等を書面にて締結していること。
2	対象施設において、小規模保育施設等の卒園児の優先利用枠を設け、補助金交付年度中に少なくとも 3 名以上受け入れた実績があること。
3	対象施設において、次の（1）から（3）までの全てを実施し、小規模保育施設等の支援に努めることにより、卒園児の受入れ環境を整備すること。 （1）小規模保育施設等の事業者からの相談に対する保育内容等の助言 （2）園庭の開放 （3）小規模保育施設等との集団保育や施設間の交流保育
4	対象施設において、小規模保育施設等との連携に係る教諭を 1 名配置すること。

別表5 要綱第4 2に規定する事業に係る東京都就労支援型施設加算の要件

1	本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること。
---	--------------------------

別表 6 要綱第 4 2 に規定する事業に係る東京都 2 歳児受入加算の要件

1	週 3 日、4 時間以上の 2 歳児の受入れを実施すること。
2	東京都内在住の 2 歳児で、預かり保育を継続的に必要とすると認められる者（区市町村子ども・子育て支援事業計画及び実施要綱に基づいて、保育の必要性の認定を受けた児童と同等の者）（以下「都対象 2 歳児」という。）を補助金交付年度中に少なくとも 3 名以上受け入れた実績があること。
3	補助金交付年度中に要綱第 4 3 に規定する事業を実施する又は令和 6 年度までに要綱第 4 3 に規定する事業を実施する計画があること。
4	2 歳児の受入可能定員や月又は年単位の利用料を設定し、園則等に記載するなど事業の明確化を図ること。
5	次の（１）から（３）までの取組を行う教諭を 1 名配置すること。 （１）2 歳児の受入れに伴う 2 歳児特有の発達、教育への理解、ノウハウの蓄積 （２）3 歳以降の幼稚園教育に円滑に接続するための教育課程等の整備 （３）園生活を送る様々な年齢の子どもが快適に過ごせるための職員の関わり方、組織体制や環境の整備
6	都対象 2 歳児と在籍園児が混在しないよう、明確に区別し運用管理を行うこと。
7	2 歳児の受入れに当たっては、在籍園児の教育環境に影響を及ぼさない範囲で行うこと。
8	保護者からの希望があれば、3 歳以降も引き続き対象施設で受け入れる体制があること。